

ショートステイセンターつながり介護予防重要事項説明書

1. 事業者の概要

(1) 事業者

法人名 社会福祉法人 永世会
 所在地 坂出市西庄町 79 番地 1
 電話番号 (0877) 45-8880
 代表者職氏名 理事長 上里 好子
 設立年月日 平成 7 年 6 月 19 日

(3) 設備の概要

利用定員 30 名
 1 人用居室 30 室
 浴室 一般浴槽・車イス浴槽
 食堂 3 室
 機能訓練室 1 室

(2) 提供できるサービスの種類

名称 ショートステイセンターつながり
 所在地 坂出市西庄町 88 番地 1
 電話番号 (0877) 59-0587
 利用予約専用 (0877) 45-8889
 種類 介護予防単独型ユニット型
 短期入所生活介護
 指定番号 香川県 3770301004 号

(4) 職員体制

職種	員数
管理者	1 名
医師	1 名
栄養士	1 名
生活相談員	1 名以上
看護職員	1 名以上
介護職員	常勤換算 10 名以上
機能訓練指導員	1 名以上

2. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

担当 生活相談員 電話 (0877) 59-0587 [午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分]

3. サービス内容

介護予防短期入所生活介護計画に沿って、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ① 食事 栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 (朝食) 7 時 30 分～ 9 時 00 分
 (昼食) 11 時 45 分～13 時 00 分
 (夕食) 17 時 30 分～18 時 30 分
- ② 入浴 週最低 2 回、入浴又は清拭を提供します。車イス浴槽を使用しての入浴ができます。
 ※特殊寝台浴槽はありません。
- ③ 介護 希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
- ④ 機能訓練 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ⑥ 健康管理 利用初日に簡単な健康チェックを行います。
- ⑦ 送迎 事業者の車輛により行います。ただし、送迎可能時間は 8 時 30 分～17 時です。
 範囲：坂出市（島しょ部を除く）、宇多津町
 ご家族による送迎での入退所受入可能時間は、8 時～19 時 30 分です。
- ⑧ 理美容 理美容サービスには別途料金（実費）がかかります。
- ⑨ 口腔ケア 利用者の状況等に合わせて、必要な口腔ケアを適宜支援します。歯ブラシなどの個人的なケア物品には別途料金（実費）がかかります。
- ⑩ その他 電化製品持ち込みやテレビ貸し出しには、費用がかかります。
 レクリエーション、喫茶、クラブ、特別食の提供など

4. 利用料金

(1) 介護予防サービス料金

基本料金および加算等は厚生労働大臣の定める基準に準ずるものとし、介護予防重要事項説明書【別紙】に変更があった場合は、事前に文書又は電磁的方法（電子メール等）にて通知します。

要介護認定申請中にご利用される場合は、認定後の要介護度に基づいた料金を、申請日に遡って請求させていただきます。

なお認定の結果、非該当（自立）となった場合、利用については結果が確認される日までとし、料金は「要支援1」の10割負担額を請求させていただきます。

利用者負担割合は、「介護保険負担割合証」の内容が優先になります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合の超過額、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合は全額をご負担いただきます。

(2) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

以下の場合は利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が前日までに中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・入所中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(3) 支払方法

利用当該月分を翌月27日（金融機関休業日の場合は直近の次営業日）に口座振替とさせていただきます。

取引金融機関は、百十四銀行、マリネット代金回収サービスに定める提携金融機関となります。

利用当該月の翌月20日までに請求書を発行し、振替後、領収書を発行いたします。なお、口座振替手数料として、ゆうちょ銀行10円（税別）、その他金融機関100円（税別）をあわせて引き落としさせていただきます。

また、1ヶ月毎（月末締）の現金払いもできます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用期間決定後契約を締結し、サービスの提供を開始します。ただし介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターもしくは担当の介護支援専門員に相談することにより介護予防サービス計画の内容に基づきサービスの提供を開始することができます。

(2) サービスの終了

①利用者の都合によりサービスを終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護を利用中でなければ、文書での申し出によりいつでも解約できます。この場合その後の予約は無効となります。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護予防給付でサービスをうけていた利用者の要介護認定が非該当と認定された場合
- ・介護予防給付でサービスをうけていた利用者の要介護認定が要介護（1～5）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ・利用者がサービス利用料金の支払を1ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ・利用者または家族などが事業者や事業者のサービス従業者又は他の利用者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

次の事由に該当した場合は、利用者は事業者に対して文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ・事業者が守秘義務に反した場合、利用者また家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

6. 事業者のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者の心身機能の改善、環境調整を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行います。利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

設備及び器具を利用するときは、職員の指示により利用してください。特に火気の取り扱いに注意し、喫煙はできません。

(3) 身体拘束等の適正化について

施設の従業者は、介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録いたします。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容体に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	(病院名)	(主治医名)
	(電話番号)	
緊急時搬送先	(病院名)	
緊急時連絡先 1	(氏名)	(続柄)
	(電話番号)	(携帯電話)
緊急時連絡先 2	(氏名)	(続柄)
	(電話番号)	(携帯電話)

8. 事故発生時の対応

利用者に事故があった場合は、利用者の生命、身体の安全を最優先に対応したうえで、速やかに市町村および地域包括支援センターとご家族の方に連絡をとります。その後、事故にいたる経緯や事情を利用者やご家族に説明します。事故原因に応じて、事故防止対策を検討し、事故責任が施設等にあることが判明した場合は速やかに損害賠償を行います。

9. 非常災害対策

消防法に規定する防火管理者を設置しております。消火、通報及び避難の訓練を年 2 回実施しています。

10. 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、入居者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、研修及び訓練を実施しています。

11. 感染症予防及びまん延防止について

感染症予防及びまん延防止のための訓練、研修を年 2 回実施しています。

12. 虐待防止について

管理者を虐待防止の担当者とし、虐待防止検討委員会の設置し、指針に基づき虐待の防止の徹底をおこないます。虐待防止のための従業員に対する研修を年 1 回実施するとともに、新規採用時には虐待の防止のための研修を実施しています。

13. サービス内容に関する苦情

(1) 事業者苦情窓口

担当 生活相談員 電話 (0877) 59-0587

(2) その他相談窓口

事業者以外に市町村の苦情窓口に苦情を伝えることができます。

香川県健康福祉部長寿社会対策課	高松市番町四丁目1番10号	電話 (087) 832-3266
香川県社会福祉協議会	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター5階	(087) 861-0545
香川県国民健康保険連合会	高松市福岡町2丁目3番2号	(087) 822-7453
坂出市かいご課	坂出市室町2丁目3番5号	(0877) 44-5090
宇多津町保健福祉課	綾歌郡宇多津町1881	(0877) 49-8003
第三者委員 木村敦子	坂出市江尻町576番地	(0877) 46-0206
第三者委員 船井康雄	坂出市旭町2丁目1番11号室町タウン東	(0877) 85-8945

令和 年 月 日

ショートステイセンターつながりのサービス提供にあたり、利用者に対して介護予防重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	説明者
所在地 坂出市西庄町79番地1	事業所名 ショートステイセンターつながり
法人名 社会福祉法人 永世会 ㊟	説明者氏名

私は、介護予防重要事項説明書の説明を受け、了承しました。なおサービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を提供することに同意します。

利用者	代理人
住所	住所
氏名	氏名

ショートステイセンターつながり介護予防重要事項説明書【別紙】

(1) 利用料

【基本料金】

	負担割合 (1割)	負担割合 (2割)	負担割合 (3割)
要支援1	561円	1,122円	1,683円
要支援2	681円	1,362円	2,043円

【加算】当施設の体制やご本人様の状況等により、以下の加算を算定させていただきます。

	負担割合			
	(1割)	(2割)	(3割)	
機能訓練加算	12円	24円	36円	常勤の機能訓練指導員を配置(1日につき)
個別機能訓練加算	56円	112円	168円	機能訓練指導員より直接機能訓練を受け、3ヶ月毎に居宅を訪問し進捗状況等を説明した場合(1日につき)
送迎加算	184円	368円	552円	居宅と事業所との間の送迎を行った場合(片道につき)
看取り連携体制加算	64円	128円	192円	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、死亡日以前30日以下について(7日を限度)
口腔連携強化加算	50円	100円	150円	口腔の健康状態の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の結果を報告した場合(1回限り)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	20円	30円	1年以内ごとに1回、業務改善の効果を示すデータの提供を行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合
療養食加算	8円	16円	24円	医師が発行した食事箋に基づき、療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	6円	9円	認知症により介護を必要とする利用者の割合が5割を超え、認知症介護に係る専門的な研修を終了した者を配置した場合(1日につき)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円	8円	12円	認知症により介護を必要とする利用者の割合が5割を超え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了した者を配置した場合(1日につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	44円	66円	介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上の場合(1日につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	36円	54円	介護福祉士の占める割合が60%以上の場合(1日につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	12円	18円	以下のいずれかに該当する場合(1日につき) ①介護福祉士の占める割合が50%以上 ②常勤職員の占める割合が75%以上 ③勤続年数7年以上の職員が30%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%	8.3%	8.3%	介護サービス料金に割合を乗じた額(介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められた加算)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%	2.7%	2.7%	介護サービス料金に割合を乗じた額(サービス提供体制加算で最も高い区分を算定している場合)

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	2.3%	2.3%	2.3%	介護サービス料金に割合を乗じた額（サービス提供体制加算で最も高い区分を算定していない場合）
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	1.6%	1.6%	介護サービス料金に割合を乗じた額（処遇改善加算Ⅰ～Ⅲいずれかを算定している場合）

① R6年6月からの処遇改善加算（介護職員処遇改善加算 介護職員特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算）が1本化され、介護職員等処遇改善加算Ⅰ 14.0%を取得する事になります。

② 長期利用者の基本報酬の見直し

連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者

要支援1（ユニット型）介護予防短期入所生活介護費について介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定。

要支援2（ユニット型）介護予防短期入所生活介護費について介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数100分の93に相当する単位数を算定。

(2) その他の料金

- ①滞在費 滞在中にかかる1日あたりの費用です。（居室料および光熱水費） 2,070円
- ②食費 利用者に提供する食事にかかる1日あたりの費用です。 1,580円（朝食330円 昼食650円 夕食600円）

③介護保険適用外送迎費

一. 居宅以外の場所からの入退所の場合

（範囲）坂出市（島しょ部を除く）、宇多津町（料金）片道1,840円

二. 利用者の希望による外出等（付添職員1名につき）及び3. サービス内容⑦より2kmを超えた入退所送迎に加算される費用

（範囲）5km以内（料金）片道500円
5kmを超え10km以内 片道1,000円
10kmを超え20km以内 片道2,000円

希望日の3日前までにお申し出ください。急遽の場合や20kmを超える送迎は対応しかねますのでご了承ください。

- ④理美容費 ボランティア以外の理美容サービスには実費がかかります。
- ⑤その他実費 レクリエーション費、喫茶利用費、クラブ材料費、送迎に係わる全ての有料道路代電化製品持込費（1製品につき500円）、テレビ貸出費（1日30円）

⑥キャンセル料 医師の指示による急遽の受診や絶食を除き、指定の時間までに連絡をいただけない場合は、食事代のキャンセル料が発生します。

キャンセル料	キャンセル可能最終時間
朝食 330円	前日 20:00
昼食 650円	当日 9:00
夕食 600円	当日 15:00

(3) 利用者負担額の軽減措置

・特定入居者介護サービス費（日額）

利用者負担段階	食費	居住費
第1段階	300	820
第2段階	600	820
第3段階	① 1,000	1,310
	② 1,300	
第4段階	1,580	2,007



令和6年8月～

利用者負担段階	食費	居住費
第1段階	300	880
第2段階	600	880
第3段階	① 1,000	1,370
	② 1,300	
第4段階	1,580	2,066

・高額介護サービス費、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等があります。